

原子力事業者防災業務計画の要旨

1. 目的

原子力災害対策特別措置法(平成12年6月16日施行)第7条第1項に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、これら計画の適性化を図る。

今般、東日本大震災の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法及び関係省令並びに防災基本計画が改定され、また、原子力災害対策指針等が策定されたことに伴い、新たに取り組むべき事項が提示されました。これらを踏まえ、原子力事業者防災業務計画を修正したのでその要旨を以下のとおり公表します。

2. 修正した日

平成25年3月18日

3. 主な修正内容

(1) 定義の追記及び見直し

追加した定義の「関係市町村」に三朝町を追記し、それに基づく関係先への報告等に「三朝町長」を追記した。

(2) 事業所内における通報連絡体制

事業所内で特定事象等が発生した場合の通報連絡体制を追記した。

(3) 気象観測設備及び原子力防災資機材の整備

気象観測設備の整備の項目等を追記。さらに原子力防災資機材の保管場所について追記した。

(4) 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

原子力規制庁の緊急時対応センターに配備する資料について追記した。

(5) 原子力防災教育の実施

原子力防災教育の頻度・教育内容について追記した。

(6) 原子力防災訓練の実施

原子力防災訓練実施後の評価、原子力規制委員会への報告及び要旨公表について追記した。

(7) 関係機関との連携

規制法第64条第3項(危険時の措置)に基づく対応について追記した。

(8) 通報、報告等の実施

関係機関の通報連絡先の追加・修正及び通報を行った場合の記録の保存について追記した。

(9) 緊急事態応急対策等の実施

関係自治体及び原子力規制の庁緊急時対応センター等への派遣要員を追記した。

(10) その他

用語の統一など、所要の見直しを行った。

(参考)

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の方法等について記載している。

第2章 原子力災害予防対策の実施

センターの防災組織等の防災体制、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、原子力防災体制の発令・解除、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び関係機関との連携等について記載している。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等の派遣について記載している。

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載している。

第5章 その他

他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、要請に応じて実施する支援措置について記載している。

以 上